資料４

大阪府国民健康保険運営方針（素案）８月版から10月版への変更内容

〇変更内容

| 修正箇所 | ８月版 | 10月版 | 備　考 |
| --- | --- | --- | --- |
| P17　下から3行目 | 「保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付の拡大」 | 「保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付」 | 目次（Ⅳ－３）も修正 |
| P20　下から3行目 | 「（３）激変緩和措置の対象」 | 「（３）市町村が実施する内容」 | 目次（Ⅳ－７－（３））も修正 |
| P30  表14　府内市町村国保の後発医薬品差額通知の実施状況 | 数字等の修正 | 数字等の修正 |  |

（参考）

P25「表12交通事故分に係る第三者行為求償実績（国保連合会受託分）」の令和元年度（令和２年９月末更新予定）について、10月以降に実績数値確定により、大阪府国民健康保険運営方針（案）で実績を記載。